

総 評 相 第 8 号
平成 29 年 2 月 10 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 殿

総務省行政評価局長

児童扶養手当の現況届の提出の見直し（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 15 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当局に対し、「児童扶養手当の受給者は、毎年 1 回、現況届を手当の支給機関に提出する必要があるが、居住地の役所では、本人が現況届を窓口を持参して、面談を受けなければならないが、郵送での提出は不可とされている。所得が限度額以上であるため手当の全部が支給されない者も、時効を考慮し、将来の受給権を担保するために現況届を提出しなければならないが、面談は 5 分程度で終わる。5 分程度の面談のために、仕事を休まなければならないのは、負担となっているので、全部支給停止となっている者については、現況届を郵送でも提出できるようにしてほしい。」との申出がありました。

この申出を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当局としては、下記のとおり、児童扶養手当の現況届の手続について、次の①から③の措置を講ずる必要があると考えます。

- ① 「児童扶養手当の現況届等について」（平成 28 年 6 月 16 日付け雇児福発 0616 第 1 号各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長宛て厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長通知。以下「平成 28 年通知」という。）について、i) 面談が法令で義務付けられた手続ではないことから、受給者の過度な負担とならないよう、ひとり親家庭の現状を踏まえた十分な配慮を求める内容とすべきこと、ii) 受給者が面談のために仕事を休むことの負担等を考慮すべきであり、特に全部支給停止者は不正受給の問題は生ずることが

なく、ひとり親家庭への支援に関する相談が必ずしも必要であるとはいえないことを踏まえて、見直しを行うこと。

- ② 児童扶養手当の受給者から郵送された現況届を返送する取扱いは、行政手続法（平成5年法律第88号）第37条に反しており、認められない旨を支給機関に周知すること。
- ③ 現況届未提出のまま2年を経過した場合の時効の取扱いが区々となっていることについては、受給資格の喪失事由は本来法定されるべきである上、時効の対象となる権利とその行使についての解釈や児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第22条を受給資格の喪失の取扱いの根拠とすることの合理的な解釈が示されていないこと等の問題があることを踏まえて、改めて時効の規定の解釈を整理し、支給機関に対して示すことにより、取扱いの統一を図ること。

については、貴省において、必要な措置を御検討ください。

なお、これに対する貴省の措置結果等について、平成29年5月10日までにお知らせください。

記

1 児童扶養手当制度の概要

(1) 支給要件等

児童扶養手当は、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長（以下「支給機関」という。）が、離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、法第4条第1項各号に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に対して支給する手当である。

法第4条第1項各号に定める要件は、次のアからクまでのとおりであるが、受給者や児童が日本国内に住所を有しないとき、児童が児童福祉施設等に入所又は里親に委託されているとき、父又は母の配偶者（事実婚関係を含む。）に養育されているとき（父又は母が重度の障害の状態にある場合を除く。）は、支給されない（法第4条第2項及び第3項）。

ア 父母が婚姻（事実婚を含む。）を解消した児童

イ 父（母）が死亡した児童

ウ 父（母）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）に定める程度の障害の状態（年金の障害等級1級程度）にある児童

- エ 父（母）の生死が明らかでない児童
- オ 父（母）から引き続き1年以上遺棄されている児童
- カ 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- キ 父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童

児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、支給機関の認定を受けなければならない（法第6条第1項）。

なお、児童扶養手当に関する事務は、第一号法定受託事務とされている（法第33条の3）。

また、平成28年4月末の受給者数は、103万7,791人（概数）である。

(2) 児童扶養手当の支給額

法第9条から第11条まで等の規定により、受給資格者及び受給資格者と生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が限度額以上である場合は、手当の全部又は一部を支給しないとされており（以下、手当の全部を支給しないとされた者を「全部支給停止者」という。）、支給額は、受給資格者が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得等によって決まる。

なお、手当の支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する（法第22条）。

(3) 現況届の関係規定

法第28条第1項において、「手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。」とされている。児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号。以下「規則」という。）第4条は、児童扶養手当の受給者に対して、毎年8月1日から31日までの間に支給機関に現況届を提出することを義務付けているが、当該規定は、規則第12条の3の規定により、全部支給停止者について準用されている。

なお、「児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和55年6月23日付児発第488号各都道府県知事宛て厚生省児童家庭局長通知）においては、現況届の位置付けについて、所得及び受給資格認定後の資格要件に係る事情の変更について毎年受給者から報告を求めて、児童扶養手当制度の適正な運営を図るものとされている。

(4) 現況届提出時の面談

現況届提出時の面談については、法令にその実施を義務付ける規定はない

が、厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課の「児童扶養手当 事務マニュアル」（平成 22 年 8 月。以下「事務マニュアル」という。）において、児童扶養手当の適正な受給を確保するための確認方法の一つとして、現況届提出時に直接受給者と面談を行うことによる現況の聞き取りの実施が挙げられている。

また、同課母子家庭等自立支援室の事務連絡「東日本大震災の被災者に係る児童扶養手当支給事務について (Vol. 2)」(平成 23 年 6 月 17 日付け事務連絡)においても、原則郵送による届出は認めていないとされている(ただし、被災者が住所地の市町村窓口で現況届を提出することが困難な状況である場合には、郵送による提出も認めるとされている。)

さらに、平成 28 年通知において、児童扶養手当の現況届の提出期間をひとり親家庭の集中相談期間として設定すること、ひとり親家庭への支援の充実を図るために、現況届について、特段の事情がない限り対面による手続を徹底することが要請されている。

なお、平成 28 年通知の特段の事情がある場合とは、「受給者の傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合」とであるとされている。

2 当局の調査結果

(1) 相談者の居住地での取扱い等

相談者の居住地の支給機関に対して、現況届提出時の面談の取扱い及び現況届の郵送での提出を認めることについての見解を確認したところ、次のとおりであった。

- ・ 事務マニュアル等に現況届提出時に面談を行うよう記載があることから、全部支給停止者についても一律に現況届提出時の面談を行っている。
- ・ 当支給機関単独で全部支給停止者の現況届提出時の面談をやめることは、困難である。

(2) 他の支給機関の取扱い

当局において、任意に抽出した 10 の中核市に対して、i)全部支給停止者の現況届の郵送での提出を認めているか、ii)郵送での提出を認めていない場合にはその理由及びiii)現況届の提出状況(郵送での提出を認めていない市のみ)を調査した。その結果は、表 1 から表 3 までのとおりである。

表1 現況届の郵送での提出の取扱いの有無に関する調査結果

傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合以外に現況届の郵送での提出を認めているか		該当数
一定範囲の全部支給停止者に郵送での提出を認めている	前年度に引き続き全部支給停止となることが見込まれる者には、届出用紙を郵送する際、郵送での提出が可能である旨を案内している	1
原則として郵送での提出は認めていない	仕事のため来庁できないという申出があった場合で、申出人の届出内容に疑義が生ずる恐れがないといえる場合に限り、郵送での提出を認めている	1
郵送での提出は一切認めていない	必ず窓口で提出するよう求めている	7
	郵送された現況届は、返送している	1

表2 現況届の郵送での提出を認めていない9市の理由（複数回答あり）

理由	該当数
事務マニュアル等において、現況届提出時の面談を行うよう要請されているため	1
現況届提出時の面談で、受給資格の変更の有無を確認する必要があるため	4
現況届提出時の面談で、事実婚をしているなど資格喪失に関する情報や扶養対象者が増えるなど支給停止の解除に関する情報等が得られることがあり、その場合には必要な届けについて提出を促すため	4
受給者であるか全部支給停止者であるかを問わず、面談の機会に、ひとり親家庭への支援策等の説明を行うため	1

表3 郵送での提出を一切認めていない8市における現況届の提出状況

態様	該当数
窓口で提出される（時間外や休日の提出含む）	6
現況届を提出しないと言われる場合がある	1
提出依頼をしても、連絡が取れず、現況届が提出されない場合がある	1

※ 調査対象の10市のうち6市は、ホームページにおいて2年連続で現況届を提出しない場合には時効により受給権喪失となる旨の案内をしており、これに従えば、郵送での提出が認められないために現況届を提出しないという者については、時効により受給資格が喪失することとなる。

なお、この6市の中には、全部支給停止者は上記取扱いの対象とならないとしている市と、全部支給停止者か受給者かを問わず、2年連続で現況届を提出しない場合には全て時効により受給資格が喪失するとしている市があり、取扱いが区々となっていることが判明した。

3 厚生労働省の意見

(1) 全部支給停止者の現況届時の面談の要否について

全部支給停止者は児童扶養手当の要件を満たす者として資格認定を受けており、また、過去に児童扶養手当を受給しているなど、その多くが、ひとり親家庭として児童の健やかな心身の育成のための支援を必要としている。

したがって、全部支給停止者であることが特段の事情には当たらないが、全部支給停止者であって、既にひとり親や児童に対する支援が十分に行き届いており、かつ、受給資格の変更や支給停止の解除の検討に必要な情報が不要であり、対面の必要性がないと判断した場合は、対面によらない現況届の提出を否定するものではないので、平成28年通知の改正を検討する。

(2) 郵送された現況届を返送する取扱いについて

法令に定められた形式で提出された現況届を返送することはできないと考えられる。

(3) 現況届を提出しない者の時効の取扱いについて

定時の現況届の提出は、規則第4条の規定に基づくものであることから法第28条が根拠規定となる。

よって、現況届を提出しない場合、法第15条の規定に基づき、手当の支払の一時差止めが行われる。

また、手当を受ける権利は、法第6条の規定に基づき、手当の請求を行い、手当の額を含めた基本権が認定されることにより確定し、この基本権に基づき、法第7条第3項に規定する支払期月に具体的に手当の支払を受ける権利としての受給権（支分権）を取得するものである。

よって、現況届を提出しない場合、次支払月（12月）の支払期日を起算日として、基本権の消滅時効（法第22条）が進行し、2年後の支払月（12月）の支払期日の前日を経過した時点で消滅時効が完成し、基本権が消滅する。

なお、時効及び現況届未提出者の取扱いについては、「時効の解釈及び取り扱い等について」（昭和47年8月25日付け児企第33号各都道府県民生主管部（局）長宛て厚生省児童家庭局企画課長通知）により通知している。

4 改善の必要性

上記 2 の調査結果及び 3 の厚生労働省の意見について、行政苦情救済推進会議において検討した結果、次のような法の目的であるひとり親家庭の自立の促進の観点からの意見があった。

- ① 現況届提出時に面談を行うことは、法令上の手続ではなく、適正受給の確保のための手段の一つであるとともに、ひとり親家庭への必要な支援の充実という行政上の配慮として行うものであると考えられるため、強制を伴う形で面談を実施することは相当ではない。現況届提出時に面談を行うのであれば、面談のために仕事を休むことが負担となり得ることも踏まえて、受給者の過度な負担とならないよう十分な配慮をする必要がある。
- ② 児童扶養手当の受給者の現況届の提出については、法令で面談での提出が義務付けられていないことから、郵送された現況届を返送し、届出がされなかったこととする取扱いは、是正されるべきである。
- ③ 現況届未提出のまま 2 年を経過した場合の時効の取扱いについては、そもそも、厚生労働省において時効の対象となる権利の行使をどのように解釈するか明確にされていないこと、また、受給資格の喪失事由は法定されるべきであること、時効の規定を受給資格の喪失に当てはめることについて合理性がない等の問題がある。

これらの行政苦情救済推進会議の意見を踏まえて、当局が検討した結果、厚生労働省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 平成 28 年通知については、i) 面談が法令で義務付けられた手続ではないことから、受給者の過度な負担とならないよう、ひとり親家庭の現状を踏まえた十分な配慮を求める内容とすべきこと、ii) 受給者が面談のために仕事を休むことの負担等を考慮すべきであり、特に全部支給停止者は不正受給の問題は生ずることがなく、ひとり親家庭への支援に関する相談が必ずしも必要であるとはいえないことを踏まえて、見直しを行うこと。
- ② 児童扶養手当の受給者から郵送された現況届を返送する取扱いは、行政手続法第 37 条に反しており、認められない旨を支給機関に周知すること。
- ③ 現況届未提出のまま 2 年を経過した場合の時効の取扱いが区々となっていることについては、受給資格の喪失事由は本来法定されるべきである上、時効の対象となる権利の行使の解釈や法第 22 条を受給資格の喪失の取扱いの根拠とすることの合理的な解釈が示されていない等の問題があることを踏まえて、改めて時効の規定の解釈を整理し、支給機関に対して示すことにより、取扱いの統一を図ること。